



認定・専門看護師

通信

第37号：2024年12月



担当：小児看護専門看護師
鈴木千鶴・橘ゆり・入江千恵・塚原和香奈

第37号は、「病院のこども憲章」についてご紹介します。

みなさんは、「子どもの権利条約」をご存じでしょうか？この条約には、「知ること」「生きること」などなど、子どもの権利について定められていて、「子どもにとって最善の利益」を実現することが求められています。医療を受ける子どもたちにおいても、子どもたちの権利が守られることはとても重要であり、病院の中で子どもの権利を具体的にどのように守っていくのかを記したものが、「病院のこども憲章」で日本全国の病院で独自に作成されています。当院でも開院時に制定され、今年で20年になります。とても大切なことが書かれているので、ここで紹介したいと思います。

- 1 こどもたちは、こどもの病気を治すことを専門とする職員によって、適切な治療を受けられます。
- 2 こどもたちは、みずからの健康に関するすべてのことについて、年齢や理解度に応じた方法で説明を受けられます。
- 3 こどもたちとその家族は、検査や治療について事前に十分な説明を受け、納得したうえで診療を受けられます。
- 4 こどもたちは、いつでも安心して治療が受けられるような環境のなかで、安全で痛みの少ない治療を受けられます。
- 5 家族はこどもたちの治療に積極的に参加することができます。
- 6 こどもたちは、年齢や病状にあった遊びやレクリエーションを提供され、教育を受けられます。
- 7 こどもたちとその家族のプライバシーはいつでも守られます。

この20年、子どもの医療を取り巻く環境は大きく変化しています。そこで、より子どもたちやご家族にわかりやすいものにできないか、現在検討中です。その中で、みなさんの意見を伺うこともあると思いますので、ご協力いただくとうれしく思います。

